

健 長 第 1 号
平成 2 9 年 4 月 3 日

各老人福祉施設の施設長
各介護老人保健施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について

平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）」について、本年4月1日から施行されます。

それに伴い、介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となります。

また、社会福祉事業等を経営する者や介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者においては、介護福祉士等に対して、上記届出の提出を促すなどの支援を行うことが努力義務となります。

なお、この届出の対象は、介護福祉士の資格保有者だけでなく、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方も含まれます。

つきましては、上記事項についてご承知いただくとともに、施設・事業所内においてご周知くださいますようお願いいたします。

※「福祉のお仕事」のホームページに動画が掲載されております。こちらもご覧ください。

URL：<https://www.fukushi-work.jp>

健康長寿推進課介護事業担当
TEL 0 2 3 - 6 3 0 - 2 2 7 3